

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項の前に次のように加える。

海洋温度差発電実証試験設備使用料	海洋温度差発電実証試験設備	1時間につき	2,820円	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
------------------	---------------	--------	--------	-----------------------

別表第1中

	小型遠心分離機	同	200円	を
	小型遠心分離機	同	200円	
	温度データロガー	同	180円	
	ポータブル水分活性測定装置	同	200円	
	真空包装ホットパック	同	240円	
	ポータブル色彩色差計	同	400円	
	乾式粒度分布測定装置	同	1,870円	
	ドラムドライヤー	同	2,180円	
	ホモジナイザー	同	2,320円	
	気流式粉碎機	同	2,540円	
	アトマイザー	同	1,780円	
	ジュール殺菌装置	同	3,190円	
	卓上型電子顕微鏡	同	1,810円	に
	蛍光X線分析装置	同	2,090円	

食品微生物迅速自動検査機	同	50円
A・T・P 拭取り機	同	150円
自動コロニーカウンター	同	370円
自動スパイラルプレーター	同	410円
ハンドヘルド蛍光X線分析計	同	1,030円
超高速ガスクロマトグラフ装置	同	2,220円
におい嗅ぎ装置	同	3,000円
ブライン凍結機	同	620円
過熱水蒸気オーブン	同	1,700円
無菌充填機	同	1,760円

改める。

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

別表第2 工業技術センター手数料の項中

を

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

前処理を要する

ものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

に、

炭水化物の算出には、水分、灰分、たんぱく質及び脂質の測定結果が必要である。

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

を

炭水化物の算出には、水分、灰分、たんぱく質及び脂質の測定結果が必要である。

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

に、

電子顕微鏡試験	1枚につき	4,770円
光学顕微鏡試験	同	2,170円
金属顕微鏡試験	同	3,170円

を

電子顕微鏡試験	1枚につき	4,780円
光学顕微鏡試験	同	2,170円
金属顕微鏡試験	同	3,170円

に、

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

を

1時間を経過す

るごとに1,920円  
を加算する。

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

1時間を経過するごとに1,920円を加算する。

に改め、同表農業研究センター手数料の項を削る。

別表第3第1種フロン類回収業者登録申請手数料の項及び第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料の項を次のように改める。

第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	1件につき5,000円
第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円

別表第3汚染土壌処理業変更許可申請手数料の項の次に次のように加える。

指定調査機関指定申請手数料	土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	1件につき30,900円
指定調査機関指定	土壌汚染対策法第32条第1項の	1件につき24,800円

更新申請手数料	規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査
---------	-----------------------------

別表第3家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「17円」を「24円」に、「400円」を「550円」に、「600円」を「900円」に、「1,100円」を「1,400円」に、「1回につき150円」を「1回につき225円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項中「審査を受けたもの」の次に「及びあらかじめ同項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の交付を受けたもの」を加え、同表登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項の次に次のように加える。

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア 一戸建ての住宅の場合 15,000円 イ 共同住宅等の場合 次
--	---	---

		<p>に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500平方メートル以下の建築物 50,000円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 79,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 148,000円</p> <p>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 253,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 389,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 706,000円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 962,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 1,164,000円</p>
--	--	---

別表第3長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「審査を受けたもの」の次に「及びあらかじめ住宅性能評価書の交付を受けたもの」を加え、同表登録住宅性能

評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項の次に次のように加える。

<p>登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額）</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 7,500円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の</p>
---	--	---

		<p>項金額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
--	--	--

**第2条** 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項、評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項及び評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表」を「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第2の表」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条又は第2条の規定による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、これらの規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。



平成27年 2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**理 由**

海洋温度差発電実証試験設備の使用料等について徴収根拠を定め、額の適正化を図り、又は廃止するほか、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について適合判定通知書等を提出する場合は加算しないこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。